

◇ 評価結果の通知 : 2022年8月23日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	ザンビア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 :
- 本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 :
- 黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

6. 業務の背景

南部アフリカの中心に位置するザンビアは、標高 1,000~1,350m の高原の国で、大部分は温帯夏雨気候である。労働力人口の約 67%が農業に従事しており、農業部門の GDP は 9.8%を占めている。しかしながら農業においては、広大な未開発の土地資源(国土の 47%)や水資源賦存量を有しているものの、低い生産性、不安定な生産、付加価値の低い営農といった課題を抱えている。また、大規模及び中規模農家が商業的農業を行う一方で、大半の小規模農家は自給的農業を行う二重構造が維持されている。かかる状況のもと、貧困削減、格差是正の観

点からは、小規模農家を対象とした作物多様化を通じたより付加価値の高い営農の導入や灌漑による乾期作の実施といった、より商業的な農業への転換が急務となっている。

ザンビアの第7次国家開発計画(Seventh National Development Plan(7NDP)、2017~2022年)では、同国の持続可能な経済成長を達成し、貧困を削減するにあたり、農業は重要なセクターの一つとされている。作成中の第8次国家開発計画(8NDP、2022~2026年)でも、産業化と経済の多様化を通じ経済改革と雇用の創出を図るために、農業が引き続き重点セクターに位置づけられている。ザンビア政府は、過去の支援の成果やサブサハラ・アフリカ全体でのJICAの支援方針を踏まえ、作物多様化の一環としての換金作物であるコメの普及支援、乾期に野菜等の高付加価値作物の栽培を可能とするための小規模灌漑の導入支援を中心として、農家所得の向上を目指した協力を要請し、実施してきている。

この様な中、ザンビア政府はザンビア農業省農業研究所及びザンビア大学を自国側研究代表機関(C/P機関)とし、北海道大学を日本側研究代表機関とした地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)「シチズン・サイエンス・アプローチによる即時的稲開発および普及体制の構築プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)を我が国に要請した。本プロジェクトでは、ザンビア国内の生態学的・社会経済条件に適応した品種を育成するために、市民科学(シチズン・サイエンス・アプローチ)と薬培養技術を用いた稲の短期的品種育成システムを構築し、稲の安定的な生産に資する技術開発及び人材育成を行うことを目的とする。

今回実施する詳細計画策定調査では、本プロジェクトについて、先方実施機関との協議を通じてプロジェクトの枠組みを策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSの主旨・目的・制度及び技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2022年9月中旬~2022年10月上旬)

① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容

を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

- ② 先方政府関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。他の調査団員と議論の上、作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること（質問票（案）は現地業務期間開始前にJICAを通じて先方政府関係機関等に配付することを想定している）。
- ③ 評価 6基準の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。その他、現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。
 - ・ プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定、設定する。
 - ・ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
 - ・ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ⑤ JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）適応策pp. 1～39の「気候リスク評価の実施」及びpp. 42～44の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参考に、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本プロジェクトが適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2022年10月下旬～2022年11月中旬）

- ① JICA事務所等との打合せに参加する。
- ② 先方政府関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容

- イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、IFAD、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICA事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2022年11月中旬～2022年11月下旬）
- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
 - ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年11月30日(水)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、以下を標準とします。

- ① 日本⇒ドバイ⇒ルサカ⇒ドバイ⇒日本
- ② 日本⇒ドーハ⇒ルサカ⇒ドーハ⇒日本

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 10 月 22 日～11 月 13 日（10 月 23 日現地着、11 月 12 日現地発）を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現時点で現地到着時の隔離期間は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究総括（研究者代表）
- エ) 研究主幹（JST）
- オ) 評価分析（本コンサルタント）

これに加え、JICA と連携して事業実施を担う国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）からのオブザーバー参加があります。

③ 便宜供与内容

JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームにて配布しますので、edga2@jica.go.jp に送信願います。尚、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとしします。
 - ・要請書（英文）
 - ・「ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- ② 本業務に関連する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html
 - ・ジェンダー関連
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/COVID-19.html>
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上